

吹奏楽団ウインドアンサンブル 規約

第1章 総則

第1条 当団は、吹奏楽団ウインドアンサンブルと称し、その本部を鳥取大学におく。

第2章 目的

第2条 当団は、吹奏楽を通して地域の発展に寄与し、また団員相互の親睦をはかり、人間的成長を目的とする。

第3章 活動

第3条 当団は、第2条の目的を達成するために、練習および活動を行う。

第4章 団員

第4条 団員は、第2条の目的に賛同し、所定の手続きをした鳥取大学に在籍する学生で構成する。

第5条 第4条に示す所定の手続きとは団長に入団届を提出し入団費を支払うことをいう。

第6条 団員は、毎月団費を納めなければならない。ただし、納入できない理由がある場合は一時猶予する。期限はその年の12月末までとする。

第7条 団員は、その意思により所定の手続きを得て退団することができる。

第8条 第7条に示す所定の手続きとは、退団届を団長に提出することである。

第9条 団員は、その意思により所定の手続きを得て休団することができる。

第10条 第9条に示す所定の手続きとは、休団届を団長に提出することである。

第11条 団員は、その意思により所定の手続きを得て復団することができる。

第12条 第11条に示す所定の手続きとは、復団届を団長に提出することである。

第13条 団員は本規則に従わなければならない。

第14条 団員はその活動の秩序をみだしてはならない。

第15条 当団の活動に支障をきたす及び、正当な理由無く長期にわたり活動に参加しない団員には、所定の手続きを得て退団勧告を行い、除名することができる。

第16条 第15条に示す所定の手続きとは、団長もしくは他の団員の要求により団長が決議し、本人を除いた団員の8割の同意をもって、退団勧告を行うことである。

第5章 役員

第17条 当団は、次の役員をおく。 団長、副団長、渉外、副渉外、会計、会計監査、正指揮者、副指揮者

第18条 役員は、やむを得ない場合、兼務することができる。

第19条 各役員の仕事は1年間とし、役員を選出は総会において行われるものとする。原則として立候補制とし、立候補のない場合は推薦を行い、出席者の2/3以上の承認により決定される。役員の再任はこれを妨げない。

第20条 役員がその仕事を怠ったときは、総会の決議のもとにこれを解任できる。

第6章 総会

- 第21条 総会は、当団における最高議決機関である。
- 第22条 総会は、委任状を含め、団員の8割以上の出席をもって成立する。但し、委任状は、団員の1/10を超えてはならない。
- 第23条 総会は、団長が議長を兼任し、決議は原則として出席者の2/3以上の賛成を必要とする。但し、委任状は決議権を有していない。

第7章 部会

- 第24条 部会は、総会に次ぐ議決機関である。
- 第25条 部会は、団長もしくは団員の要求により、団長が召集することができる。
- 第26条 部会は、団員の2/3以上の出席をもって成立する。
- 第27条 部会は、団長が議長を兼任し、決議は原則として多数決の原理をとる。

第8章 役員会

- 第28条 役員会は、年間の方針および、行事、その他の事項を審議し、団の運営を円滑にはかるためのものである。
- 第29条 役員会は、団長の名において招集することができる。
- 第30条 役員会は、役員数の2/3以上の出席をもって成立する。
- 第31条 団長が役員代行として認めたものは、役員会の構成員となることができる。
- 第32条 団長は、必要に応じ関係者を招集することができるが、これらのものに議決権はない。
- 第33条 緊急に際しては、団長の決断により、役員会の決議を最終決議とすることができる。

第9章 会計

- 第34条 当団の経費は、団費、その他の収入をもってこれに充てる。
- 第35条 会計報告は、定期的及び、団員の要請によりこれを行う。
- 第36条 会計監査は会計監査役員がこれを行う。
- 第37条 特別会計は、役員会によって選出されたものがこれを行う。

第10章 付則

- 第38条 規約改正は、総会において出席者の2/3以上の同意をもって承認される。規約は、平成17年11月1日から施行する。

改正 平成 18年 2月 16日

改正 平成 20年 5月 8日

改正 令和 元年 5月 11日